

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年一月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

三分の一の数

選挙区名

西八代郡

四、五六六

南巨摩郡

中巨摩郡

南都留郡

甲府市

富士吉田市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韋崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

笛吹市

一〇、六二五

五、二三一

一二、八四六

五二、二二八

一三、八五九

九、八三八

九、九四七

七、二一九

八、三八一

一九、七二三

一三、六五八

二〇、五七八

一九、四七五

上野原市・北都留郡

七、二四九

甲州市

九、〇九七

中央市

八、二〇八